佐賀県訓令甲第7号

本 庁 現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程(平成17年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。 平成27年9月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(派遣研修における勤務地)	(派遣研修における勤務地)
第3条 職員が、 <u>おおむね1年以上の</u> 派遣研修(派遣先における勤務時間の定めがある派遣研修に限る。)を命じられた場合の勤務地は、当該研修が行われる主たる場所の所在地とする。	

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。